## 有田市立初島中学校

# 【運動部活動に係る活動方針】 令和3年度

#### 学校教育目標

『未来を創造する生徒の育成』

<目指す生徒像>

「知・徳・体の調和のとれた生徒」

①自ら学ぶ生徒 ②心豊かな生徒 ③たくましい生徒

### 活動方針

- (1) 仲間づくりやコミュニケーション能力の育成、目標達成に向け努力すること等を通して、社会性・人間性の育成を図る。
- (2) スポーツに興味と関心を持つ生徒が、より高い水準の技能や記録等に挑戦したり、仲間と協力し合い友情を深めたりできる場とする。

#### ① 学校教育の一環としての運動部活動

(1) 運動部活動の設置

ア 本校教育の一環として、運動部活動を設置する。

イ 運動部活動の意義(ねらい)に立ち返り、保護者や地域の理解と協力のもと、生徒の自主性を尊重した 運動部活動を実施する。

(2) 運動部活動の方針の策定等

ア 毎年度、本活動方針を策定する。

イ 運動部顧問は、活動計画や活動実績を作成し、校長に提出する。

(3) 学校全体での共通理解と生徒・保護者及び地域等への周知

ア 教職員全体での共通理解や、運動部顧問同士で意見・情報の交換を行い、指導方法の改善に努める。

イ 生徒・保護者及び地域に対して、活動方針や活動計画等を公開・説明するなどし、周知に努める。

#### ② 運動部活動を支える環境整備

(1) 指導体制

複数の指導者による多面的な指導ができるようにする。専門性を有した部活動指導員の効果的な活用等、 本校の実態に応じた工夫を行う。

(2) 運動部活動担当者会、保護者会、キャプテン会議 各部の現状や課題を共有し、学校全体で課題解決に向けた取組が行えるようにする。

### ③ 発達の段階に応じた望ましい指導の在り方

(1) 休養日の設定

1週間の内、土・日のどちらか1日(大会等によりとれない場合は翌日)と、平日は年間50日程度の休養日を設ける。

土・日の休養日は1ヶ月に4日以上を基本とする。

(2)活動時間(身体活動を行う時間)の設定

ア 平 日 2時間程度(朝練習をする場合はその時間を含む)

イ 休業日 3時間程度(休業日には学期中の土・日を含む)

- \* 考査発表中は、活動を停止する。ただし、大会等が迫っている場合、全教職員の了解のうえ、1時間程度行うことは可能とする。
- \* 最終下校時刻は、別に定めるとおりとする。
- (3) 指導方法

運動部顧問は、当該競技の経験の有無に関わらず、「効果的な指導法」や「スポーツ医・科学を取り入れた指導法」の研修会等に積極的に参加するなど、指導者としての自覚を持ち、常に自らの指導力の向上に努める。

(4) 体罰・不祥事等の防止

ア 体罰やセクシュアル・ハラスメント等は絶対に起こさない。

イ 活動に係る経費は、保護者の経済的負担に配慮し、保護者の理解を得る。また、その取扱いについては、 細心の注意を払う。

(5) 安全管理と事故防止

ア 生徒が常に安全に活動できるよう事故防止に努める。もし、事故が起きた場合は、マニュアルに従い適切に対応する。

- イ 施設・設備・用具の点検項目に従い、定期的に点検・補修を行う。
- ウ 環境条件(気温・湿度・急激な天候の変化等)に応じた適切な指導に努める。